

岡山朝日研究紀要 第四十四号（二〇二三年三月） 抜刷

賀茂別雷神社領美作国倭文荘と尼子氏

—天文七年から九年の支配と在地—

辰
田
芳
雄

02646

此書係由
神戶市立
圖書館
藏
近江守
之
書
也

古 碑

神戶市立
圖書館
藏

「賀茂別雷神社文書」 II - F 209 (天文7年) 10月10日 尼子詮久書状

此書狀係中房越書狀(後欠)之內容。其文意略謂：中房越書狀係由中房越書狀(後欠)所發出，其內容係關於天文九年(天文9年)之事項。此書狀係由中房越書狀(後欠)所發出，其內容係關於天文九年(天文9年)之事項。

II-F 258 (天文9年) 中房越書狀(後欠)

此書狀係倭文莊御公用算用狀之內容。其文意略謂：倭文莊御公用算用狀係由倭文莊御公用算用狀所發出，其內容係關於天文九年(天文9年)7月22日之事項。此書狀係由倭文莊御公用算用狀所發出，其內容係關於天文九年(天文9年)7月22日之事項。

I-4-229 天文9年7月22日 倭文莊御公用算用狀

賀茂別雷神社領美作国倭文荘と尼子氏

―天文七年から九年の支配と在地―

※東京大学史料編纂所研究成果報告書二〇二一―七

『続 賀茂別雷神社の所領と氏人』からの転載

辰田 芳雄

はじめに

賀茂別雷神社文書一三六三九通は、京都府古文書調査報告書第一四集『賀茂別雷神社文書目録』（京都府教育委員会、二〇〇三年、以下「目録」と略す）に整理・分類され、二〇〇六年には国の重要文化財に指定された。これ以前に、I収蔵庫A卷子装文書は、史料纂集『賀茂別雷神社文書（古文書編）第一』（一九九八年）としてすでに刊行されていたが、多くは未翻刻であった。しかし、近年、賀茂別雷神社史料編纂会により『氏人置文』・『氏人起請文・請文・請状』・『賀茂神王経久記』などが出版されている。また、京都府立京都学・歴史館で賀茂別雷神社文書デジタル資料として、II上蔵A祭祀・神事などが閲覧可能になっている。

「目録」II上蔵A諸国荘園に二六〇通の荘園関係文書がある。そのうち、加賀国金津荘・能登国上田荘の多くは「加能史料」（加能史料編纂委員会）で翻刻され、研究成果も発表されている。ところで、岡山県内

にあった賀茂別雷神社領荘園は、美作国倭文庄・備前国竹原荘・山田庄である。備前国竹原荘については、荘園文書F二二六―二四二・二五四と算用状I四の二二六―二四七を対象にして拙稿①「賀茂別雷神社領備前国竹原荘の守護請について」（『東京大学史料編纂所研究紀要』三〇、二〇一〇年）・②「賀茂別雷神社領備前国竹原荘の史料紹介」（『岡山朝日研究紀要』四、二〇一〇年）を公表した（共に、研究報告者「賀茂別雷神社の所領と氏人」二〇一〇年に所収）。備前国山田庄については、「馬場義一家文書」を利用して拙稿③「賀茂別雷神社司家・馬場義一家文書のうち岡山県関連中世文書の紹介―備前国山田庄関係文書・尼子氏の備前侵攻―」（『岡山朝日研究紀要』四、二〇一一年）の中で、年未詳十二月十三日立原幸綱書状を検討して尼子詮久被官立原幸綱が天文六年に備前国尾張山田庄の代官となったことを論じた。これらは、東京大学史料編纂所共同利用・共同研究拠点における特定共同研究「賀茂別雷神社文書の調査・研究」（二〇一八年から二〇二二年、代表金子拓）に参加して調査と研究を進めて来た成果である。

美作国倭文莊（現在は岡山県津山市久米町）については、莊園文書 F一八七、二二五・九二・二五八と算用状 I 四の一八九、二三五や I の職中算用状が関係文書である。ここでは、これらの一部を研究対象に選び、天文年間の尼子氏の倭文莊支配、地侍層の存在形態、莊園領主賀茂別雷神社の経営などを論じる。

一 賀茂別雷神社領美作国倭文莊についての先行研究

賀茂別雷神社文書を史料とした美作国倭文莊の研究は、①須磨千頼「賀茂別雷神社領美作国河内庄・倭文莊」（莊園の在地構造と経営）吉川弘文館、二〇〇五年）、②川戸貴史「戦国期の貨幣と悪銭問題―賀茂別雷神社領莊園の事例から―」（戦国期の貨幣と経済）吉川弘文館、二〇〇八年）、③皆木依耿「倭文地区の歴史3」（中世編）中世の美作国倭文莊―賀茂別雷神社所蔵文書から読み解く―（二〇一三年）、④皆木依耿「倭文地区の歴史4」（中世編）戦国中期の賀茂別雷神社領美作国倭文莊（二〇一七年）がある。そのうち、天文年間の倭文莊関係史料についての研究は、③のみである。③には主な関係文書が長谷川博史・須磨千頼両氏の協力により翻刻掲載されている。しかし、天文年間の倭文莊関係の算用状が東京大学史料編纂所所蔵の写真版には漏れていたためか、書状の年代比定や内容の解説は十分ではなかった。

なお、尼子氏の備中・美作・播磨への侵攻については、長谷川博史「戦国大名尼子氏の研究」（吉川弘文館、二〇〇〇年）が詳しい。

二 賀茂別雷神社領備前国倭文莊関係文書の分類

倭文莊関係の書状として分類されている賀茂別雷神社文書 II F一八七、二二五などは、三つに分類できる。

①永正年間の大河原真久が代官であったころのもの。大河原真久書状（F一九〇・一九八・二〇二・二〇四・二〇八・二二二）、勝忠書状（F一九九・二〇〇・二〇三・二〇六・二二〇・二二三）、治茂書状（F二〇七・九二）、某書状（F二三三・二二五）²、計七通。

②天文年間（天文七年と天文九年）の尼子氏が倭文莊を支配下においていたころのもの。以下に掲載する F二〇五・二〇九・二二四・二二二と F二四一³の計三通。

③その他（F一八七、九七の倭文莊に関する氏人中の文書、F二〇〇社務等連署侘状、F二二一上使契約状）。

このうち、②がここで検討する対象である。

三 天文六年（一五三七）から天文九年（一五四〇）の倭文莊関係の

文書

倭文荘関係の書状(①)~(⑬)の年代比定の考察過程は後述するとして、
考察の結果を算用状(a~h)とともに年代順に示すと以下の通りである。

- a I-の五六 天文六年三月十九日 職中算用状
- b I-の五九 天文六年五月 倭文荘公用銭到来算用状
- c I-の七三 天文七年七月二十六日 職中算用状
- ① F二〇九 (天文七年) 十月十日 尼子詮久書状 ↓社務竹内刑部卿殿
- ② F二二〇 (天文七年九) 十二月九日 道祖一丸書状 ↓宛所破損
- ③ F二四一 (天文七年) 十二月九日 蘆田秀家書状 ↓西池殿(日録では竹原荘関係)
- ④ F二四四 (天文七年) 十二月十二日 中房越書状 ↓宛所破損
- ⑤ F二四五 (天文七年) 十二月十二日 中四郎次郎書状 ↓御社務松下殿
- ⑥ F二二六 (天文七年) 十二月十二日 久佐書状 ↓山本式部少輔殿
- ⑦ F二二七 (天文七年) 十二月二十六日 久佐書状 ↓宛所破損
- ⑧ F二二八 (天文七年) 十二月二十六日 中教越書状 ↓山本式部承殿
- ⑨ F二二九 (天文七年) 十二月二十六日 中教越書状 ↓

- ⑩ F二二一 (天文七年) 十二月二十六日 宇山久秀書状 ↓山本殿
- d I四の二二八 天文八年一月二十六日 倭文荘御公用算用状(式部少輔隆久)
- e I-の七六 天文八年一月二十六日 職中算用状

- ⑪ F二五八 (天文九年) 中房越書状(後欠) ↓岡本伊賀守
- ⑫ F二二二 (天文九年九) 蘆田秀家書状 ↓中新左衛門殿
- ⑬ F二〇五 (天文九年) 六月二十五日 道祖一丸書状 ↓御社務松下殿

- f I四の二二九 天文九年七月二十三日 倭文荘御公用算用状(伊賀守保友)
- g I-の八〇 天文十年一月二十七日 職中算用状
- h I-の二〇三 天文二十二年六月二十三日 職中算用状

【史料 a s h と ①)~⑬)】

a I-の五六 天文六年三月十九日 職中算用状

注進天文六年 職中算用状事

(中略)

遣方

参賀白冊文

倭文使館 從惣中酒被給時、献入日

式白文

同使路銭

貳百七十五文 同僧在庄 十一度分

(後略)

壹貫文 増寿大夫渡火、

百文 御拭代、

百文 山冬は奉向分、

廿四文 不足分、

一貫百文 悪銭在之、

b 一の五九 倭文荘公用錢到來算用狀 (天文六年五月分)

注進天文六年 倭文庄公用錢拾八貫文到來算用狀事

合 壹貫文 從同代官御上分到來

併而拾九貫文 仕方

以上拾九貫文六十一文之内、百六十一職中過上

右、大略算用狀、如件、

三百五十文 御口供御油返、

口口文 おしての御上分、

貳貫七百文 社務分一參、

壹貫文 定器之代 掃部助渡、

百文 上使之は奉向、

十二文 同利、

五貫文 路錢給分、

七十二文 回下り路錢六百文利、

貳貫五百文 民部丞口入借錢日々 利上、

壹貫五百文 石馬助口入日々 利上、

壹貫五百文 慶寿大夫口入日々 利上、

五百文 弓中へ折搭札、

五百文 社務江參使僧礼分内、

c 一の七三 天文七年七月二十六日 職中算用狀

注進天文七年 職中算用狀事

合

納方

貳貫八百五十文 倭文庄御公用錢

但此内壹貫文惣持

(後略)

① F二〇九 尼子詮久書狀 (天文七年)

就所々御神領之儀、

蒙仰候、於我等不可存

無沙汰候、相尋可中付候、

倭文中之事、是又

如近年不可有疎

意候、仍御太刀送給候、

祝着之至候、委細湯原(平清盛)

可申候、恐々謹言、

十月十日 詮久(花押)

社務竹内刑部卿殿

御返報

②F二二〇 道祖一丸書狀(天文七年九)

御芳書謹致拜

見候、隨而為御祈念、

御卷数并五明送被

下候、過当之至難昏面

盡候、為御樽之代、白疋

進上候、誠表祝儀計候、

猶慮田可申上候条、不違

善筆候、恐惶謹言、

極月九日 道祖一丸

(宛所破損)

③F二四一 蘆田秀家書狀(天文七年)

条々

一、御公用当年者、一積可致進納之処、当庄諸庄官共

不思儀之御公事中出、庄内及大破候処、從 尼了殿之以

御下知悉ニ打果候、左様候へ者、地下無十方有様ニ御座候

当年之御公用一切難申付候へ共、余ニ無勿躰存候て

貳拾貫文中付致進納候、誠當御公用等之儀者、祝儀

計候、委儀者、西池殿御存知之事候間、於時儀者、一々可

不仰上候、御公用減少之間、西池殿御存分候へ共、先々雲州

より之御上使御異見ニより御上洛候、來春者、御公用等

一積可致進納候、次当春御請付拾貫文來春可致進納候、

一、當庄就段錢之儀、今度藤木殿御下向候処、御覽」不及候

ことく当庄就御公事之儀、御砌きへ不申上候段、千万迷

惑奉存候、乍去蒙大破之儀候ツる間、無礼之至一重ニ可

右御免候、誠段錢等ニ百姓等少々之逐電仕候、此儀

於御調者、御公用等則現密ニ可致進納候、□えも數

度申上候山蒙仰候、左様之儀、拙者然々不存候ツる条

無曲罷過候、來年之儀者、西池殿へ以向上委申上候間、

御調專一可存候、

、御上使毎年御別仁御下向候、左様候へ者、庄内之儀も

御無案内之様ニ得御意候儀、万事難成候、不加御

思案被相定候間、可為恐祝候、一々此旨可預御披露候、

恐惶謹言、

十二月九日

秀家(花押)

西池殿

西池殿御存知候之間、

不能詳候、恐惶謹言、

中新衛門

十二月十二日 房越(花押)

宛所被損

人々御中

⑤ F二二五 中四郎次郎書状(天文七年)

并段錢之儀ニ御向人御

下向候、其折節乱ニより

被申留分ニ有けに候、委曲

重而可得御意候、

預御懇札畏致拜見候、并

御祈禱之御卷數・五明等

令頂戴候、仍而雖輕微之

至候、式拾走進上候、隨而

庄内御代官之儀、拙者就

若年致謝酌候、今度

委元庄官衆、従才一殿

数人御成敗候間、誠無正躰

候、西池殿長々御滞留御

④ F二一四 中新衛門房越書状(天文七年)

猶々、今度段錢之儀不

申届、肯本意候、乍去

非疎意候、

御札之旨、畏致拜見候、

仍而就段錢之儀、御向人

御下回忝存候、雖然

其折節庄内公事边ニ

付而、以外取乱候、殊ニ

下边御出張候間、先々ニ

当年之儀ハ申留候、隨而

四良次良我等御代官之儀

斟酌仕候、於様躰者具

辛勞被成候、我等身躰之儀、
淵底此御方御存知候之問、
不及申上候、於自然之儀ハ、
御本所奉頼候外無他候、
此旨得御意候、恐惶謹言、

中

極月十二日 四郎次郎
御社務

松下殿 まいる 人々御中

⑥F二一六 久佐書状(天文七年)

先度者懸御目中人候、
雖下今不始御辛勞候、
兩度播州陣所迄被懸御
意候、畏悦之至候、
仍御公用之儀、毎年同申事迷惑
仕候、於様躰者御存知之
事候条、不存如在之趣、
只御披露所仰候、御
公用之段、中対馬中付候

問、委曲可申入候、恐惶謹言、
十二月廿六日 久佐(花押)
山本式部少輔殿
まいる 人々御中

⑦F二一七 久佐書状(天文七年)

貴札忝持見仕候、抑就御公用之
儀、山本殿御下向御辛勞至候、
殊五明被下候、日出度持領仕候、
隨而御社納之儀、至當年雲州勢二
此国大略及乱候間、無沙汰罷成候、
神慮無勿躰存候、於心中聊不存
疎略候、然問少之躰中対馬中付候、將
又雖輕微之至候、為御祝儀白足
令進覽候、猶安許之趣式部少輔殿
中入候、此等之趣得御意候、恐惶謹言、
十二月廿六日 久佐(花押)

(宛所被揚) 御中

⑧F二一八 中数越書状(目錄では「類儀書状」)(天文七年)

今度者いつと中なから折籠ニ御下

向御辛勞難申尽候、仍御社納之儀、

餘折々被仰計共と存候へ共、是も無余儀

御事と存候条、漕分致馳走候、可預

御心得候、隨而番州御陣にて被召遣候、御礼

錢參百疋相加、參千疋之通、致連上候、

無失念可被仰上候、此等趣得御意候、

恐惶謹言、

十二月廿六日 数越(花押)

山本式部丞殿

参

人々御中

⑨ F二一九 中数越書状(口録では「頭儀書状」)(天文七年)

尚々中上候、中々唯今少之儀も

調法難成御座候へ共、山本殿

餘切々被仰事共候条、雖不中申斐

敷候、漕分馳走と奉存知候、

御書忝拝見仕候、 抑御公用

之儀、山本殿御下向御辛勞共

恐不少存候、隨而頼候者御社納

之儀雖申付候、当国之儀雲州

衆隣国之諸勢乱妨狼藉

仕候間、國中何れ分在所も迷

惑事御越候趣ニ、前々無御座段錢等

被懸使節切々之計候て、地下

太略逐電任間、中々所務等も

無之候得者、神慮大事と存候条、

烏目京着參千疋致連上候、

頼候者御報被申候、御大刀之代、京

着百疋被令進覽候、米年無

事三候者、漕分御公錢可致馳走候、

猶式部丞殿中上候、此等趣得御

意候、恐惶謹言、

十二月廿六日 数越(花押)

⑩ F二二一 宇山久秀書状(天文七年九)

尚々、御発句

其方より御

したく候て、御越

あるへく候、

此方御下向候由候、

日出度存候、仍

若葉二一折興

行仕度候、御辛

勞なから御越

候者、可為本望候、

巨細中封馬守へ

中入候、恐々謹言、

宇山飛驒守

十二月十七日 久秀(花押)

山本殿

まいる御旅館

d 一四の三二八 倭文荘御公用算用状

注進 天文六年 倭文荘御公用算用状事

合參拾貫文

方々渡方

參百五十文

五百文

御口供料、

去年十一月九日 御察
御料女

百文

廿文

百文

十二文

百廿文

志貫七百文

參貫文

三貫文

四貫五百文

志貫文

一貫文

五貫文

百文

百文

志貫文

貳貫文

參貫三百文 天文元年

一貫五十一文

一貫貳百文 此内三百文 天文元年作所

下門出社務にて、

同利平、

中下之時、門出

同利、

下路錢六百文利平自九月正月迄

雲州衆江御礼、

路錢きうふん、

くし取千代石大夫

社務分一、

ます寿大夫 表も給殿
主人の殘

前々司土佐守、

山城守志摩守兩人分、

おしての御はつを、

御物書筆之代、

御きた人、

同、

山奉行 雁所但馬代 河奉行
上野守・主計頭・福乙大夫、

三好殿へ迎衆若衆へ衣參候

惣中へ渡候分、

宮内大輔殿へ渡候、残而九百文 大膳亮頼候

○老貫文 勘定残之物、

百五十六文 宛之、

八百四十一文 惣中へ渡候、

以上参拾貫文

右、算用状、如件、

式部少輔

正月廿六日 降久(花押)

⑪ F二五八 中房越書状(後欠)(天文九年七月頃)

(原表)

(切封)

中新衛門尉

岡本伊賀守殿 まいる 人々御中 房越

返々重而之御下向奉待候、(原正次郎氏向) 遠次かたへ

御心遣候へん哉、何れも御思安候て可然候、(原)

明日御上落千方日出度令存候、仍而

蘆田次郎兵衛すきい(周郎)二候之間、路次にて候、御

音信候て可然存候、就中雲州中候(原)

反銭之計、城にて御談合可有候、被

中様寐(三)より、(前外卷)にて御談合

(可有候カ)
□□□

⑫ F二二三 蘆田秀家言状(天文九年九)

御折紙持見申候、仍

御上使より御状

御返事可令申候処、

きやくらい之巨細候て

取乱儀候間、可然

やうニ御心得所仰候、

何れも是より可得

御意候、恐々謹言、

蘆田二郎兵衛尉

御時 家(花押)

中新左衛門尉殿

まいる 御返報

⑬ F二〇五 道祖一丸書状(天文九年)

御書畏而致頂戴候、

殊五明下給候、忝令拝

領候、随而當御公用之

事、神慮御大事と存候条

涯分中付致進上候、

左道至雖禪多候、百疋

令進覽候、爰許之趣、淵

底岡本伊賀守殿御存知候、

猶委曲蘆田可申上候、

此等趣得御意候、恐惶謹言、

六月廿五日 道祖丸

御社務

松下殿

参 御報人々御中

e 一の七六 天文八年正月二十六日 職中算用状

注進天文九 職中算用状之事

合

納方

(中略)

参貫文 倭文庄御公用内

(後略)

f 一四の三二九 天文九年倭文庄御公用算用状

注進天文九 倭文庄御公用算用状之事

合廿五貫文

渡方

三百五十文

百文

志貫文

百文

参貫文

志貫文 あか大夫・治部少輔

百文

廿四文

参貫文

百四十四文

三百文 返礼社務まいる 蘆田次郎兵衛尉礼、

百文

三百卅文

三百文

到來廿五貫文之内

御口供料渡候、

印手御初尾、

勘定残渡候、

昏代、

關取方渡候、

下門出、

二月ヨリ七月至六ヶ月平、

給分、

下路銭六ヶ月利平、

すきい城にて

播州 廣宗参詣之時

中四郎次郎彼宅留守事、

雲州下之時、三日逗留、

和泉さかい下之時、逗留

以上九貫四百五十文 引之而

定残る拾五貫五百四十六文 以上森家鎮方の借錢二口返弁

右、大略算用状、如件

伊賀守

天文九七月廿二日

保友(花押)

g 一の八〇 天文二〇年一月二十七日 職中算用状

注進天文九 職中算用状之事

合

納方

(中略)

四百文 倭文庄公用悪銭 一貫六百文代

倭文ノ公用

貳百文

いかの守殿より

五百文

竹原公用銭 岩寿大夫より

(中略)

壹貫文

竹原公用銭

以上六貫九百卅三文

(後略)

h 一の二〇三 天文二十二年六月二十三日 職中算用状

注進天文廿二 職中算用状之事

合納中

(中略)

貳貫文

倭文公用

己上貳十壹貫七文

(後略)

四 倭文庄の年未詳文書の年代決定

倭文庄関係の書状の多くは年未詳文書であり、天文年間のものはずべて年未詳である。しかし、倭文庄公用算用状を参照すれば、年未詳文書の年代比定が可能になる。まず、d、h、i、四の二二八 天文八年正月二十六日 倭文庄御公用算用状)を基準に据える。

倭文庄からの上納公用銭が三十貫文であることと、徴税のため京から下向する「倭文下」で日つ算用状作成者は山本式部少輔隆久であることとの二つに注目する。算用状の「百廿文 下路銭六百文利平(自九月正月迄)」の記載により、倭文下の山本降久が京都を天文七年九月に発ち、天文八年正月に帰ったことがわかる。これらをもとに⑧ (p. 二一八) 二月二十六日 数越書状(山本式部承殿)の年代決定が可能になる。⑧

には「御礼銭参百疋相加、参千疋之通、致運上候」とあり、数越が公用銭三〇貫文を「山本式部丞」（山本式部少輔）に「運上」している。この事実と、d 天文八年正月の算用状の公用銭の額と算用状作成者が合致することから、月日を考慮して⑧は天文七年となる。また、社務宛と思われる⑨（F二一九 十二月二十六日 数越書状）にも、「神慮大事と存候条、烏日京着参千疋致運上候」とあって、⑨も⑧と同様、天文七年である。さらに、数越が山本式部丞に公用を「運上」していることから、数越は倭文非代官と考えて良い。ところで、⑤（F二一五 極月十二日 中四郎次郎書状→社務松下殿）では、「庄内御代官之儀、拙者就若年致斟酌候」とあり、十二月十二日の段階では代官に推され躊躇しているものの、代官に就任したと考えられるので、中四郎次郎は代官数越と同人物である。次に、⑥（F二二六 十二月十二日 久佐書状→山本式部少輔殿）には「御公用之段、中対馬中付候間」（⑦ F二二七 十二月十二日 久佐書状、宛所破損）には「然開少之躰中対馬中付候」とあることから、数越→中四郎次郎→対馬となり、代官となった中四郎次郎数越の官途名は対馬守である。一方、④（F二二四 十二月十二日 中房越書状→宛所破損）にも「四郎次良我等御代官之儀斟酌仕候」とあることから、⑤のH付と同じであることも考え、④は⑤と同年、天文七年である。中房越は中数越の父或いは兄である可能性（越は中氏の通字カ）が高い。ここまでの考察により、⑤⑥⑨は天文七年と決定できる。

続いて、③（F二四一 二月九日 蘆田秀家書状→西池殿）を⑤（F二二五 極月十二日 中四郎次郎書状→社務松下殿）と比較して考察しよう。③の「当庄諸庄官共不思議之御公事申出、庄内及大破候処、從 尼子殿之以御下知悉ニ打果候」と⑤の「今度安元庄官衆、從才一殿 數人御成敗候間、誠無正躰候」は同一の出来事を記していると思われる。また、③の「当庄就段銭之儀、今度藤木殿御下向候処」と⑤の尚々書「并段銭之儀ニ御向人御下向候」も同様の事態の記述であろう。さらに、③の宛所が在荘中の西池殿で、⑤に「西池殿長々御滞留御辛勞破成候」とあるのも同一時期であることを物語る。以上のことから、⑤の蘆田秀家書状は倭文非代官の場所から倭文荘内に滞在している上使西池殿に宛てたと思われるが、天文七年のものである。また、その蘆田を麾下にしている道祖丸の書状②（F二二〇 十二月九日 道祖丸書状→宛所破損）は、④・⑦との宛所破損の共通性を根拠に天文七年としてよいと思われる（宛所破損については後述する）。

①（F二〇九 十月十日 尼子詮久書状→社務竹内刑部卿殿）を検討しよう。詮久は花押により尼子詮久である。まず、詮久は天文十年に將軍足利義晴の偏諱を賜わって晴久と改名するので、この文書は天文十年以前である。次に宛所の刑部卿竹内明久が社務となったのは天文六年六月一日である。④の宛所の御社務松下殿が止しければ天文七年十二月十二日以前に社務は竹内から松下に変わっているので、①は天文六年か

天文七年である。さらに、③の「先々雲州より之御上使御異見ニより御上洛候」を勘案すると天文七年の可能性が高い。

次に二つ目の算用状を基準に据える。f（丁四の二二九 天文九年七月二十日 倭文非御公用算用状）である。算用状の記事より、倭文下の岡本伊賀守保友は天文九年二月から七月まで在任している。公用銭は二五貫文徴収している。

（録F二二五八 中房越書状（後欠） 岡本伊賀守）の記事は千算用状の二三百文 返礼社務まいる すきい城 蘆田次郎兵衛尉礼」と合致するので、天文九年七月ころであろう。

（録F二二二二 蘆田秀家書状（中新左衛門殿）は、おそらく並同時に中房越から蘆田秀家に送られた書状に対する返書であろうから、これも天文九年であろう。さらに（録F二〇〇五 六月二十五日 道祖一丸書状（御社務松下殿）には「岡本伊賀守殿」と記されているので、天文九年であろう。

以上①②③の年代を比定した。

五 尼子氏の倭文荘支配と国人・地侍層の存在形態

尼子氏は播磨侵攻を三度試みている。天文六年・天文七年・天文十年である。播磨侵攻は、伯耆から備中・美作・備前を経由して行われた

。そのため、備中・美作・備前への侵攻の記憶が近世の編纂物に記録されているが、以外に一次史料は多くない。

そこで、算用状や年代比定ができた①②③の史料を利用して、尼子氏の荘園支配のあり方や、国人衆・地侍層の存在形態などを考察する。

（一）倭文荘からの公用銭の上納と段銭賦課

大永四年（一五二四）に代官江原佐次により六〇貫文が納入¹¹されて以後、天文六年（一五三七）まで一二年間公用銭が上納された記録がない。ところが、天文六年六月に一九貫文（b算用状）、天文七年七月に二貫八五二文（c算用状）、さらに天文八年正月には三〇貫文（d算用状）の公用銭が上賀茂神社に納入された。これは、尼子氏の働きにより、公用銭の上納が実現したことを物語る。尼子氏により荘園制回復（本所再興）がなされたのである¹²。尼子詮久は「倭文荘之事、是又如近年不可有疎意」と荘園領主を尊重する態度を表明している（史料①）尼子詮久書状、使者は有方家出湯原幸清）。また、天文七年分の三〇貫文は、尼子氏の麾下にある国人蘆田秀家が二〇貫文さらに一〇貫文と二度に分けて惣村に「中付」けた上で実現したこともわかる（史料③）蘆田秀家書状）。尼子氏は大名権力のオーソライズ化を目指していたと言える。しかし、尼子氏は天文九年から翌年にかけての吉田郡山の戦いで毛利元就に敗れ、多くの軍勢は美作からも撤退したようである。天文十年以後

には公用銭は京都に上納されなくなる。その後、天文二十年十月に尼子氏が美作経山で播磨に出張し、天文二十二年に二貫文の公用銭が上納されている。

次に尼子氏が賦課しようとした段銭について考察してみよう。尼子氏は段銭を独断で賦課しようとしたのではなく、荘園領主の上賀茂神社に伺いを立てているであろうことは、上使「藤木殿」の下の記事でわかる(史料③)。また、史料④と⑤では「就段銭之儀、御向人御下向忝存候」とあるので、段銭賦課を止めさせようと上使藤木殿と倭文下山木降久が一緒に倭文荘に下向した。そして、彼らが下向した七月に「雖然其折節庄内公事辺三付而、以外取乱候」とある如く、段銭賦課に反対して「乱」がおこり(史料④・⑤)、百姓等が「少々之逐電」(史料⑥)あるいは「大略逐電」(史料⑦)した。どうやら尼子氏は段銭賦課の企てはあっても、実際には賦課を見送っていたようである。天文九年になっても、倭文下の岡本保友は尼子氏麾下の国人盧田秀家と段銭賦課についての話し合いをしているからである(史料⑧)。これらにより、尼子氏は専制的な荘園支配を行うのではなく、荘園領主を尊重して協調的支配を行おうとしていることが明瞭に見て取れる。

(二)「道祖一丸」は誰か

史料②と③の道祖一丸書状の道祖一丸について考察しよう。史料③の

中四郎次郎書状の「才一殿」は「道祖一丸」と考えてよからう。道祖一丸が倭文荘の「庄官衆」(地侍層)を成敗したために、荘園内が混乱したことを伝える記事を再度見てみよう。この混乱は、前述したように段銭賦課への抵抗と考えられる。史料⑤中四郎次郎書状「今度爰元庄官衆從才一殿數人御成敗候間、誠無正躰候」と史料③盧田秀家書状「当庄諸庄官共、不思議之御公事申出、庄内及大破候處、從尼子殿之以御下知悉二打果候」の記述とを比べて見ると、才一(道祖一)殿は尼子殿である。地侍層を「成敗」ができるのは、国人衆あるいは戦国大名であるが、史料②「猶盧田可中上候」、史料⑤「猶委曲盧田可中上候」とあって、国人衆である盧田秀家をその麾下に入れていることから、道祖一丸は尼子氏と考えてよいだろう。但し、幼名道祖一丸を名のる尼子氏については不明である。

(三)惣村支配と播磨軍事侵攻政策

尼子氏は播磨侵攻を行う際に、備中国や美作国の地侍層を傭兵として備前・播磨陣へ動員していた。東寺領備中国新見莊代官新見貞経は、天文六・七年に尼子氏の備前陣や播磨陣に動員されたが¹⁾、これと同様に倭文荘の代官となった中教越も「番州御陣にて被召遣候」とあるように播磨に軍兵として動員されていた(史料⑧)。「天文九年算用状」²⁾。尼子氏は播磨侵攻の途上にある備中・美作の地侍層を軍事力に編

入っていたのである。

一方で、尼子氏は前述したように段銭賦課に抵抗する地侍層（荘官衆）を肅正していた^①。段銭賦課は百姓の逃散もあって、慎重に計画された。総じて、尼子氏は、荘園領主の上質茂神社の荘園経営や公用錢上納に配慮をしつつも、地侍層の掌握により惣村支配を行っていたと云えよう。なお、史料⑤の宇山久秀書状を見ると、書状の使者は中対馬守数越である。宇山久秀は尼子氏の有力家臣で、中教越は播磨陣に従軍していることから、宇山久秀と中教越の關係が寄親・寄子制の下にあったと考えられる。

〔四〕 国人衆と惣村の構造

〔国人衆〕

道祖・丸（尼子氏）の中次である藍田秀家は、倭文荘だけでなく大井荘などの近隣の在郷に強い影響力をもつ有力な国人衆（土豪）である。倭文荘では、史料③秀家書状に見えるように公用錢の上納や段銭の賦課に関して尼子氏支配の中核にあった。また、詳しくは後述するが、史料④と⑤算用状に見られるように、美作国と備前国の四境であり吉井川・吉野川の落合にある周田城の城主（あるいは城代）として広域の支配を任されていた存在であった。天文十年以後の倭文荘関連の動向は不明であるが、永祿三・四年には岩屋城（岡山県津山市中北上、旧久米町）の

麓にある大井荘の名田支配の安堵^①を行っているので、国人としての勢力はそのまま維持していたと思われる。

〔地侍層（侍衆）〕

中房越・中教越は地侍層に該当する。中教越は、天文七年十二月に倭文荘の代官に就任した。新見荘の三職のような存在と考えるとよからう。中教越の官途は対馬守であったが、新見荘の田所金子衡氏は因幡守に官途成をしている。他にかなりの侍衆（庄官衆）がいたことは、尼子氏の段銭賦課に抵抗して天文七年七月頃に「数人成敗」された事実でわかる。「久佐」（史料⑥・⑦）も地侍層であるが、中氏よりも格上で倭文荘内では最も有力な名主の一人であろう。「中」や「久佐」の書状は、「当年之儀雲州衆隣国之諸勢乱妨狼藉仕候」（史料⑧）、「当年雲州勢二此国大略及乱候」（史料⑦）と尼子氏の支配を否定的に表現していて、荘園領主上質茂神社への奉公を志向している。

惣村のモデル構成である「おとな・沙汰人―名主・百姓―小農民」に比定すると、「久佐」・中氏は「おとな・沙汰人」で、備中国新見荘の三職（田所金子・公文宮田・惣追捕使福本）の存在形態に近いと言えよう（百姓・地下）

史料③と④に、尼子氏の段銭賦課により「逃散」したことが記されている。

六 荘園領主賀茂別雷神社の荘園経営

荘園領主賀茂別雷神社は、尼子氏の播磨侵攻に合わせて、倭文荘の経営再興を試みた。天文六年には使僧を派遣して公用錢一八貫文と国代官一貫文、合わせて一九貫文を取納した。天文七年七月には公用錢二貫八五二文を得た。その天文七年七月には倭文下山本降久を派遣した。すでに、上使として「西池殿」が派遣されていたが、尼子氏の段錢賦課に対応するためさらに「藤木殿」も派遣した。天文八年正月には公用錢三〇貫文を得た。天文九年二月には倭文下岡本保友を派遣し、二五貫文を得た。天文十年も倭文下岡本保友を派遣し、四〇〇文を得た。三年間途絶えていた公用錢は、尼子氏の倭文荘支配により京進されるようになり、荘園経営が再興された。

ところで、この頃の神主（社務）はだれであろう。倭文荘は金津荘・上田荘・安志荘・竹原荘とともに「社務領」とされ、算用状に「社務分一」としてみられるように公用総額の一割五分が神主の取分となる荘園であった^①。例えば、千天文八年正月算用状でも三〇貫文の内「四貫五百文」が「社務分一」となっている。

天文八年正月の「社務」の考察をする。史料①「尼子詮久書状の宛所から、天文七年十月十日では神主は竹内明久である。「賀茂祢百神主系図」（賀茂宮主同族会）では、明久（從三位 神主 刑部卿、元某久）の注

書は、「実鳥居大路諸平之男也、長久養而為子」「永正二年補神主」「大永二年辞神主」「享祿元年九「從四位下、同日再任神主」「二年從四位上辞神主」「天文六年八朔正四位下同日還補神主」「簡度」である。この注書から天文六年六月一日には、二度目の神主になったことがわかる。そして、「賀茂神主補任記」によれば、その次の神主は、賀久である。「賀茂祢百神主系図」の賀久（神主 從四位下 幸福 左京大夫、元為久）の注書は、「実松下教久之次男也、泰久為養子」「天文 年補神主」「賀久神主任中 天文十「（癸卯）年二月十九日当社御造宮有」などである。この注書から森（松下）賀久が天文十二年二月十九日以前には神主に補任されていたことまではわかる。

さて、史料⑤「天文七年十二月十二日中四郎次郎書状の宛所は「御社務松下殿」となっていることから、森（松下）賀久は天文七年十二月十二日以前に神主に補任されていたことになる。このように荘園文書の年代比定により、神主人事が分かる場合がある。

なお、史料②・④・⑦の宛先が破損し、⑨の宛所がない（破損力）の理由は、宛所が正しい神主ではなく、「御社務竹内」と記してあったため、神社側で破り取ったのではないかと想定される。史料②・④・⑦・⑨は返書である。内容から推してすべて神主からの書状に対するものである。返書の発信者が誤った神主名を記すことはあり得ないので、神主書状の発信から返書の来信までのわずかな期間に神主の交替があった

ことが窺える。とすれば、史料①の年代比定の確実性が増すとともに、森（松下）賀久への交替の時期が天文七年十一月或いは十二月と絞られることになる。さらに、史料⑬「天文九年六月二十五日道祖一丸書状の宛所がまだ「御社務松下殿」であることから、賀久は松下から森へ養子に行った時期は、天文九年六月二十五日以後であるも想定できる。

以上の如く神主（社務）の補任時期を考察したが、これにより他の文書の年代比定も可能になるであろう。

おわりに―備前国赤坂郡周匝城の新史料―

天文年間の倭文荘関連文書の分析により、戦国大名尼子氏の荘園支配のあり方や惣村の地侍層の存在形態などが考察できた。また、尼子氏麾下にある国人衆蘆田秀家が倭文荘支配に強い影響力を持つことも彼の書状によりわかった。最後に、蘆田秀家が周匝城に居城して広域支配に関わっていることを示す史料を検討する。

周匝城は、備前国赤坂郡（現在の岡山県赤磐市吉井町）に位置し、茶臼山城と大仙山城の総称である。周匝城は、美作と備前の国境に位置し吉井川と吉野川の舟運や片上・倉敷往来の陸路も一望できる。戦国領主にとって重要な戦略上の拠点であり、交通の要衝であった。

これまで、周匝あるいは周匝城についての考察は、江戸時代の編纂物



である『備前記』・『備前軍記』¹⁸を利用したもの以外には、一次史料である『天文日記（証如上人日記）』と『坪井文書』を使用した畑和良の研究¹⁹があるのみであった。

『天文日記』の関係箇所は以下の通りである。

天文二十年十月十五日条

、尼子民部少輔至美作令出張之間、以直札太刀〔岡光田合作上下八貫計〕、馬代〔黄金廿兩〕遺之。※尼子民部少輔は尼子晴久。

天文二十年十一月六日条

、自尼子方所々返扶共到来、芳春軒持来。(以下略)

、尼子左衛門大夫〔武部少輔弟〕へ太刀。(尼子甚四郎〔武部少輔二

男〕・龜井孫五郎・森脇七郎衛門にも太刀、以下略)※武部少輔：誠久。尼子左衛門大夫：忠久。尼子甚四郎：勝久。

、從逢雲軒書状来。伊香新左衛門、備前すきいへ持来。如前、河本ニ

取次事、可中付之由候へ共、既尼民逢見參候。不及是非之由、中たる

通也。(以下略)

※逢雲軒：備後国渋川義隆(武衛)、尼子氏被官。伊香新左衛門：逢

雲軒の取次。河本：河本左京進久信、尼子晴久の取次。尼民：尼子民部少輔晴久。

この史料には、出雲に在る逢雲軒からの書状を逢雲軒の取次である伊香新左衛門が備前周匝に持ってきたことが記されているので、周匝付近が尼子氏の影響下に入っていたことがわかる。

次に「坪井文書」は以下の通りである。

すきい城お切取者、別面可為忠儀候、然者、来午之弁以彼方内：十貫文

可遣之物也、恐々謹言、

十二月九日 宗景(花押)

坪井弥三殿

細和良は、この文書を花押の形状や政治情勢から天文二十年と比定し、天文二十一年前後に尼子晴久により、浦上宗景に属していた周匝城が攻め落とされたとする。つまり、天文二十年の尼子晴久の美作出張により、周匝城が尼子氏の手に入ったという結論である。

ところが、新史料によれば天文九年にはすでに周匝城は尼子氏の麾下にあった。史料(下二五八)中房越書状は後欠であるが、有り難いことに封書ではなく宛所と差出所が裏書されていたため、差出所「中新左衛門尉房越」、差出所「岡本伊賀守」を知ることができた。中房越は前述のように荘官・中数越の一族で地侍層である。また、岡本伊賀守は賀茂社氏人で倭文下である。

現代語訳を試みると以下の通りであろう。

〔尚々書〕追伸申しますが、再度の倭文荘への御下向をお待ち申上げます。藍田次郎兵衛方への御心遣い(礼錢、献料)を用意されましたでしょうか。どちらも御思案をなさるのがよろしいでしょう。(本文)明日の御上洛、まことにお願いします。ところで、(尼子詮久の

麾下に入っている) 蘆田次郎兵衛が周匝に居ますので、ちょうど上洛されるみちすがらです。ご連絡をお取りなるのがよろしかろうと存じます。特に尼子氏が要求している段銭賦課の企てについて、周匝城で御相談をしてください。蘆田が申される事情をくみ取って上賀茂神社の惣中で御相談をされるのがよろしかろう。

宛所の副本伊賀守は「天文九年七月二十二日倭文荘公用算用状の作成者伊賀守保友である。算用状に「百文 返礼社務まいる 小さい城にて蘆田次郎兵衛尉礼」とあるので、中房越の提案の通り、上洛の途次に周匝城を尋ねて、社務の返礼として「百文の礼銭を蘆田秀家に渡した」とがわかる。算用状は京都の上賀茂神社で書いたはずであるから、①F二五八中房越書状は、天文九年七月二十二日以前で、おそらく七月下旬ころのものであろう。

なお、天文九年の時期に周匝地域が尼子氏により支配が進んでいたことを示す史料がある。『大館常興日記』天文九年九月二日条には「松田三郎知行分(中略)備前国佐伯庄等事、被成御下知候、就其尼子民部少輔方へ悪札之事所望候旨被申候間、調遣之、任御下知旨、即申付候也、可然候山中下之也、」とあり、将軍足利義晴の内談衆である大館常興は、奉公衆松田三郎が知行する御料所備前国佐伯庄が尼子詮久により侵され

ているので、将軍の下知を伝える書状を尼子方に出している。佐伯庄は周匝から吉井川を南に下ること約6kmに位置する。

以上をまとめる。周匝城は美作から備前に注ぐ大河である吉井川と北から流れてくる吉野川の合流地点(落合)を俯瞰でき、水陸の交通路を掌握できる立地にある。京都の賀茂別雷神社からの「倭文下」も吉井川或いは吉井川治いを経山(途中に備前国山田庄や竹原庄がある)して、美作国倭文荘を往還している。周匝城は天文九年(二五四〇)にはすでに築城されており、出雲の尼子詮久の支配下であり、美作国倭文荘や大井荘などに勢力を張っていた國人衆蘆田次郎兵衛尉秀家が城主あるいは城番であった。吉井川は尼子氏の美作・備前、さらには播磨への侵攻の動脈で、周匝城は吉井川・吉野川の水運や街道の動線を掌握する戦略的拠点であった。

注

1 「目録」ではF九二は加賀国金津荘関連文書に分類されているが、倭文荘関係文書で治茂書状である(一)の④(皆木前掲書)。

2 内容から永正年間の書状であろう。書体から勝忠書状と思われる。

3 「目録」ではF一四一は備前国竹原荘に分類されているが、倭文荘関係文書で、藍田秀家書状である(前掲拙稿)。

4 永正年間の倭文下で算用状作成者に山本久種がいるが(一四の二〇

「永正三年算用状など」通)、降久は久種の息である。賀茂泉主同族

会所蔵「賀茂祢宜神主系図」などの系図では、久種は神主松下棟久の子で「ウルカ」(母ノ名ヲ年魚ト云シ故ニウルカト名ノル也)と名の

り、右近衛持監から永正十三年ころに山城守に官途成しているが、いつ頃姓が松下から山本に変わったのか不明である。山本降久が久種の子で

官途が式部少輔であることは、「永正七年・天文六年御籍写」(國學院大學図書館収蔵座田家旧蔵書五七一)に「四番若宮祢宜として記載され、

確認できる。

5 ③「秀家」の花押と併「藍田二郎兵衛尉」家」の花押は酷似している

るので、③を藍田秀家書状としている。

6 「賀茂祢宜神主系図」(賀茂泉主同族会誌)の明久の注。
7 保友は永正七年には「二番太田祢宜の四番目に官途名千代石大夫、
天文六年には「二番太田祢宜の一番目に官途名伊賀守として記載される

(「永正七年・天文六年御籍写」(國學院大學図書館収蔵座田家旧蔵書五七一)。

8 播磨侵攻以前に享禄二年(一五三〇)に尼子氏の備中侵攻が確認で

きる(「東寺百合文書」又二四〇、新見国経書状)。さらに享禄五年(一五三三)には美作侵攻も確認できる(「東寺百合文書」さ一五四、新見

国経書状)。

9 長谷川博史「戦国大名尼子氏の研究」吉川弘文館、二〇〇〇年。

10 馬場義一家文書のうちX一〇美作国倭文荘文書(ハ)江原佐次公用
錢送進状(正文)。賀茂別雷神神社文書II F 七の七にその写がある。

この時期には、代官が大河原直久から中村則久に変わっている(拙稿③)に参考として馬場義一文書のうちX一〇美作国倭文荘文書二通の翻刻がある)。

11 尼子詮久は相国寺鹿苑院梅寂法森の求めに応じ、鹿苑院領である英田保(山英田郡作東町)・櫛原荘(山英田郡美作町)・富美荘(山吉田郡

富村)の支配を回復させている(「鹿苑院日録」天文七年四月十日条、五月二十七日条、六月五日条、六月八日条)。そして天文八年には「英

多・櫛原年貢五十貫上云々」とあり相国領の年貢が上納された(天文八年十二月二十日条)。さらに、「自英多・櫛原年貢先、貫文米云々」とある(天文九年五月八日条)。

12 史料③と⑨とで逃散の表現に違いがあるのは、③は尼子氏の麾下にある岡人盧田秀家、⑨は莊園領下の代官である中数越だからである。

13 「東守直合文書」二二四五(天文六年カ)十月十日、二二五八(天文八年カ)四月二十八日、さ一四六(天文九年カ)三月十八日の新見貞経書状(拙稿「中間地域における戦国期莊園制の展開(統)―東守領備中国新見荘代官新見貞経期と三村家親・元親期について―」『岡山朝日研究紀要』三、二〇一〇年、のち『室町・戦国期備中国新見荘の研究』日本史史料研究会、二〇一二年に所収)。

14 「百文(播州 廣宗参詣之時) 中四郎次郎彼宅留守事」の「廣宗」は広峯神社であろう。「播磨国広峰社御船楫那引付」によれば美作の楫那も多いが、中四郎次郎が尼子氏の播磨陣に参加していたことを反映しているのではなからうか。

15 「今度安元庄官衆 従才一殿数人御成敗候間、誠無正昧候」(⑤F 二二五中四郎次郎書状)。

16 永禄三年二月二十四日・九月十六日・永禄四年十二月二十日、盧田秀家書状。盧田が中尾四郎兵衛の大井莊名田支配を安堵している(津山中尾家文書「美作古城史」)。なお、これらの書状の盧田秀家の花押を史料③・⑨と比べて見ると、形はほぼ同型であるが、細部が丁寧になり風格のあるものに変化している(『久世町史』の写真)。なお、盧田氏は天正七年には宇喜多直家の配下になっている(『美作略史』、一〇須磨千

頼前掲書)。

17 一の(須磨千頼前掲書)。

18 『備前記』では「村乾二古城山アリ、浦上宗景家臣星賀藤内居城ト云、于時出雲ノ尼子ヨリ攻落ト云、」周匝城ニ佐々勘次ト云者居城、天正七年ノ春、直家ノ家臣延原彈正攻略、則勘次墓所城山・ノ谷ト云ニ在之トモ云ヘリ、佐々勘次毛浦上宗景ノ臣ナリ、星賀藤内ハ作州飯岡村鷲山ノ城主ニテ周匝ノ城ト同時ニ攻略サル、トモ云。『備前軍記』では、天正七年(一五七九)、宇喜多直家が浦上宗景に属していた諸勢力を攻撃し、二月に花房助兵衛職之・延原彈止らに命じて、「周匝の城」に籠城していた佐々部(笹部)勘斎を攻撃し落城させ、勘斎は周匝の一ノ谷で討ち死にした、とある。

19 如和良「浦上宗景権力の形勢過程」(『岡山地方史研究』一〇〇号、二〇〇三年)。

※この内容は、二〇二一年十一月二十日に岡山県生涯学習センターで行われた岡山地方史研究会十一月例会で口頭報告した「賀茂別雷神社鎮美作国倭文庫と尼子氏―天文七年から九年の支配と在地―」を土台に成稿した。対面に参加してくださいくださった方々からご意見を頂戴し、成稿する際に反映させました。記して御礼申し上げます。また、同年十一月十一日の赤磐市吉井公民館主催「ふるさと探訪講座 周匝茶臼山城跡に

登ろう」では、周匝城内で「周匝城の新史料―天文九年（一五四〇）の尼子氏支配下の周匝城―」と題した報告をした。この講座への参加には赤磐市山陽郷土資料館学芸員田中愛弓さんが尽力してくださいました。記して御礼申し上げます。

◎東京大学史料編纂所共同利用・共同拠点 特定共同研究（中世）
「賀茂別雷神社文書の調査・研究」研究成果報告書『続 賀茂別雷神社の所領と氏人』東京大学史料編纂所研究成果報告二〇二一―七からの転載。「賀茂別雷神社文書」II―F二〇九（天文七年）十月十日 尼子詮久書状の画像の誤りを正した。
文書の画像の掲載について、賀茂別雷神社より御許可を戴きました。記して御礼申し上げます。